

○ 家畜改良増殖法施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文
 家畜改良増殖法施行令（昭和二十五年政令第二百九号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（家畜人工授精所の開設の許可の申請者の使用人）</p> <p>第十三条 法第二十五条第一項第三号及び第二項第四号の政令で定める使用人は、法第二十四条に規定する申請者の使用人であつて、家畜人工授精所の業務を統括する者その他これに準ずる者として農林水産省令で定める者であるものとする。</p> <p>（手数料）</p> <p>第十四条 （略）</p> <p>（削る。）</p>	<p>（新設）</p> <p>（手数料）</p> <p>第十三条 （略）</p> <p>（適用除外の島の指定）</p> <p>第十四条 次の地区に属する島には、当分の間、法の規定中第二章及び第三章の規定並びに第四章中第三十四条第二項、第三十五条、第三十五条の二及び第三十六条の規定並びに第五章中これらに係る罰則の規定を適用しない。</p> <p>北海道 礼文郡 利尻郡 苫前郡のうち 羽幌町（旧天売村及び旧焼尻村の地区に限る。）</p> <p>東京都 大島支庁管轄区域のうち 利島村、新島村、神津島村 三宅支庁管轄区域のうち 御蔵島村 八丈支庁管轄区域のうち</p>

八丈町（旧宇津木村及び旧鳥打村の地区に限る。）、青ヶ島村
小笠原村

長崎県

佐世保市（宇久町寺島の地区に限る。）

松浦市（鷹島町黒島免の地区に限る。）

五島市（三井楽町嵯峨島及び黄島町の地区に限る。）

北松浦郡のうち

小値賀町（大島郷、藪路木島郷、六島郷、野崎郷、納島郷及

び斑島郷の地区に限る。）

沖縄県

宮古島市（池間島及び大神島の地区に限る。）

島尻郡のうち

渡嘉敷村、座間味村、栗国村、渡名喜村、南大東村、北大東

村

宮古郡のうち

多良間村（水納島の地区に限る。）

八重山郡のうち

竹富町（嘉弥真島及び鳩間島の地区に限る。）